

業務及び財産の状況に関する説明書類

第 5 期

〔 2023年9月1日から
2024年8月31日まで 〕

公衆縦覧の開始日 2024年10月30日

みおぎ監査法人

所在地 東京都千代田区飯田橋一丁目7番10号
代表者 山 田 将 文

一．業務の概要	2
1．監査法人の目的及び沿革	2
2．無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれかであるかの別	2
3．業務の内容	2
4．業務管理体制の整備及び業務の運営の状況	3
5．公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録 上場会社等監査人であるものに限る。）又は監査法人との業務上の提携（法第 24条の4又は第34条の34の13に規定する業務を公認会計士と共同して行 うことを含む。）に関する事項	7
6．外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬 を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携 に関する事項	7
二．社員の概況	8
1．社員の数	8
2．重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成	8
三．事務所の概況	9
四．監査法人の組織の概要	10
五．財産の概況	10
1．売上高の総額	10
2．直近の二会計年度の計算書類	10
3．2．に掲げる計算書類に係る監査報告書	10
4．供託金の額	10
5．供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容	10
六．被監査会社等（大会社等に限る）の名称	10

一．業務の概況

1．監査法人の目的及び沿革

(1) 監査法人の目的

- ・ 財務書類の監査又は証明
- ・ 財務書類の調製、財務に関する調査又は立案、又は財務に関する相談

(2) 監査法人の沿革

- ・ 2019年9月2日 東京都千代田区飯田橋において設立

2．無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれかであるかの別

当監査法人は、無限責任監査法人です。

3．業務の内容

(1) 業務概要

金融商品取引法監査及び会社法監査をはじめ、その他法定監査、公開準備会社に対する監査及び任意監査等、監査業務を主たる業務として実施しています。

また、非監査証明業務については、監査業務に支障のない範囲で、財務書類の調製、財務に関する調査又は立案、又は財務に関する相談である会計及び内部統制アドバイザリー等の業務を実施しています。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

(3) 監査証明業務の状況

(2024年8月31日現在)

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	9 社	9 社
② 金商法監査	1	—
③ 会社法監査	6	—
④ 学校法人監査	1	—
⑤ 労働組合監査	—	—
⑥ その他の法定監査	13	—
⑦ その他の任意監査	28	—
計	58 社	9 社

(4) 非監査証明業務の状況

区分	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
非監査証明業務	16 社	1 社

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針

当監査法人は、『“身を尽くして”資本市場の健全なる発展に貢献する』ことを共通理念とし、『人を尊重し、共通理念の下で自由に意見を言い合える開放的な組織』という組織風土の下、監査品質の確保を最優先して業務を実施することを基本方針としています。

② 経営管理に関する措置

当監査法人では、経営及び業務に関する「業務執行体制の整備及び運営規程」に則り、組織形態及び業務区分を設定するとともに各業務の担当社員を選任し、定期的で開催される社員会及び原則として年に1度開催される社員総会において情報共有及び意思決定を行うことにしています。協議においては、全社員の意見を尊重した積極的なコミュニケーションにより、相互監視及び相互補完を重視した経営に努めています。

また、当監査法人の経営から独立した立場の第三者と定期的にコミュニケーションを図り、当監査法人の経営に関する意見・助言を受けることにより法人運営の改善につなげています。

決定された重要事項については、統括代表又は品質管理担当責任者からのメッセージ及び法人内研修により、法人構成員に対して周知しています。

③ 法令遵守に関する措置

当監査法人は、インサイダー取引防止規程、違法行為への対応規程等の法令遵守に関する規程を整備するとともに、定期的な文書による確認及び必要に応じて法人内研修により周知しています。また、通報窓口をホームページで公開し、通報制度に関して整備した規程に則り対応することとしています。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

① 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

ア. 職業倫理の遵守

公認会計士法とその関係法令及び日本公認会計士協会の倫理規則及びその実務ガイドダンス等に基づく職業倫理に関する規程並びにその一環としてインサイダー取引防止規程を制定し、当監査法人の全構成員に遵守を義務付けるとともに、法人内研修等による周知徹底を図っています。また、日常的コミュニケーションを活発に実施することにより、相互牽制及び相談できる組織環境を整えています。これらの規程の遵守状況について定期的に確認するほか、職業倫理の遵守を阻害する要因を認識した場合には、早急に

品質管理担当責任者へ伝達し対応を図ることにしています。

イ．独立性の保持のための方針及び手続

法令等及び日本公認会計士協会の倫理規則及びその実務ガイダンス等に遵守するよう独立性に関する規程を制定し、当監査法人及び構成員に遵守を義務付けるとともに、法人内研修等による周知徹底を図っています。また、日常的コミュニケーションを活発に実施することにより相互牽制及び相談できる組織環境を整えています。これらの規程の遵守状況について定期的に確認するほか、独立性を阻害する要因を認識した場合には、早急に品質管理担当責任者へ伝達し対応を図ることにしています。

ウ．ローテーションの方針及び手続

公認会計士法等に基づき、監査業務の主要な担当者（監査責任者、審査担当者、監査業務の重要な事項について重要な決定や判断を行うその他の者）の長期間の関与に関する方針及び手続を制定し、定期的かつ必要の都度、ローテーション計画の策定及び見直しを行うことにしています。

② 業務に係る契約の締結及び更新

契約の新規締結及び更新に当たっては、リスク項目の網羅的把握及び受容可能性の判断に資するよう契約の新規の締結及び更新に関する規程を制定しています。具体的には、すべての契約の新規の締結及び更新について、独立性の確認を実施した上で、不正リスクを含めたリスク項目の網羅性及び受容可能性、関与先の誠実性、業務の適性・チームの能力及び人的資源、職業倫理に関する規定を遵守できるか等の観点において認識された問題点を個々に評価するとともに、総合的な観点から新規の締結及び更新の可否の判断を行っています。なお、当該評価及び議論は、すべて全社員で行うものとし、最終的には全社員の承認を得るようにしています。

③ 業務を担当する社員その他の者の選任

業務を担当する社員の選任にあたっては、独立性に関する規定を遵守し、社員の能力及び経験等を考慮して決定しています。また、監査チームメンバーの選任にあたっては、監査業務に係る品質管理能力や実務経験、コミュニケーション能力等を考慮するとともに、十分な時間を確保することが可能と判断した専門要員を選任しています。

④ 人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

ア．社員の報酬の決定に関する事項

監査業務の担当内容、間接業務の担当内容、業務時間及び専門要員等への指導状況等の評価基準に基づき、監査品質を重視して総合的に勘案し決定しています。

イ．社員及び使用人その他の従事者の研修に関する事項

業務において必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた十分な専門要員を確保するため、専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任に関する規程を制定しています。採用、教育・訓練、評価及び選任のそれぞれにおいては、人物としての誠実性及び不正リスクを含めたリスクへの対応の観点から監査業務を適切に

遂行できるに足る資質及び能力の有無に重点を置いています。

ウ．情報通信技術等に対する投資の決定

情報通信技術等（情報セキュリティ対策を含む。）に対する投資については、監査業務及び情報セキュリティ体制への有用性等を総合的に勘案し、社員会で決定しています。

⑤ 業務の実施及びその審査

ア．専門的な見解の問合せ

不正リスクへの対応を含む、監査の基準及び監査手続に関する専門的な助言・指導及び会計基準等の解釈を必要とする場合の方針及び手続を制定しています。監査責任者は、判断に困難が伴う重要な事項に直面した場合には審査担当者へ相談し、それでも判断に困難が伴う重要な事項がある場合には、社員会において議論することにしていきます。また、必要に応じて、当監査法人外の専門的な知識及び経験等を有する者への問合せを実施し見解を入手する体制としています。

イ．監査上の判断の相違の解決

監査上の判断の相違については、速やかに品質管理担当責任者に報告するとともに、必要に応じて審査担当者を交えて、協議によって解決を図ることになっています。

ウ．監査証明業務に係る審査

審査の内容、実施時期及び範囲、審査担当者の適格性及び客観性、審査の記録及び保存に関する審査の方針及び手続の規程を制定し、すべての監査業務について所定の審査の受審を求めることにしています。当該審査は、監査計画から監査意見形成までの監査業務全般を対象として、審査担当者による審査を実施することにしていきます。また、重要な事項については、合議制による審査を実施することにしていきます。

エ．監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

監査調書（電子監査調書及び紙面監査調書）の管理、保存及び廃棄、並びに最終的な整理に関する方針及び手続を制定し、品質管理担当責任者による管理責任の下、対応することにしていきます。

オ．その他

上記の他、監査品質の水準を担保するため、我が国における監査基準及び監査基準報告書、実務指針等を参考に、監査業務の実施に関する方針及び手続を制定しています。また、監査品質の水準を合理的に確保するために必要と判断した事項については、当監査法人としての監査調書のひな型を策定し、必要に応じて法人内研修等により全構成員に周知徹底しています。

⑥ 業務に関する情報の収集及び伝達

当監査法人は、品質管理システムの整備及び運用を可能にすることを目的として、品質管理システム及び監査事務所内外への適時な情報の発信に関し、情報の取得、生成又

は利用に対処する品質目標を設定しております。監査事務所の内外から業務に関する情報を収集する方針及び手続を品質管理規程等に定め、入手した情報の活用方法は、社員会にて検討しています。また、監査チームは、被監査会社の監査役等に対して、当監査法人の品質管理システムに対する理解を支援するため、適切な情報を伝達しコミュニケーションを実施することとしています。

⑦ 前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

監査人の交代に関しては、監査基準報告書900「監査人の交代」に準拠し、当監査法人が前任監査人となる場合及び後任監査人となる場合の双方において、不正リスクへの対応を含めた引継に関する方針及び手続を制定し、実施しています。当該方針及び手続の実施は、品質管理担当責任者の管理の下、実施するものとしています。

⑧ ①から⑦までに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

監査業務における品質管理規程において、品質管理担当責任者は品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負い、統括代表社員は当監査法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負うことを明確にしています。

⑨ ①から⑧までに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

統括代表社員及び品質管理担当責任者が必要となる情報を収集した上で、品質目標の設定、品質リスクの識別と評価、並びに対応のデザインの適用の内容について、社員会で決定しております。

⑩ ①から⑧までに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

当監査法人は、品質管理部門が品質管理システムのモニタリング活動を実施しております。モニタリング活動において識別された不備については、根本原因を分析し、改善のための継続的な是正措置を実施することとしております。

(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

公認会計士である社員に対しては、常に職業倫理の確保及び職業的懐疑心を持って業務を遂行するように、法人内研修において周知徹底しています。また、原則として監査責任者が直接往査することにより、公認会計士である社員以外の者に対する指導及び監督の実施並びに牽制を図ることとしています。

(4) 直近において公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項の規定による協会の調査（品質管理レビュー）を受けた年月

レビュー対象期間 2022年1月1日から2022年12月31日まで
レビュー実施期間 2023年1月16日から2023年1月20日まで
レビュー報告書日 2023年3月9日

- (5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

当監査法人の統括代表社員である山田将文は、第5期（2023年9月1日から2024年8月31日まで）業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認しました。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は監査法人との業務上の提携（法第24条の4又は第34条の34の13に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

- (1) 当該業務上の提携を行う当該公認会計士の氏名又は監査法人の氏名又は名称

該当事項はありません。

- (2) 当該業務上の提携を開始した年月

該当事項はありません。

- (3) 当該業務上の提携の内容

該当事項はありません。

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

- (1) 提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

該当事項はありません。

- (2) 提携を開始した年月

該当事項はありません。

- (3) 業務上の提携の内容

該当事項はありません。

- (4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要

該当事項はありません。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
8 人	—	8 人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	経営全般に関する意思決定を行うため	8 人	—	8 人

三. 事務所の概況

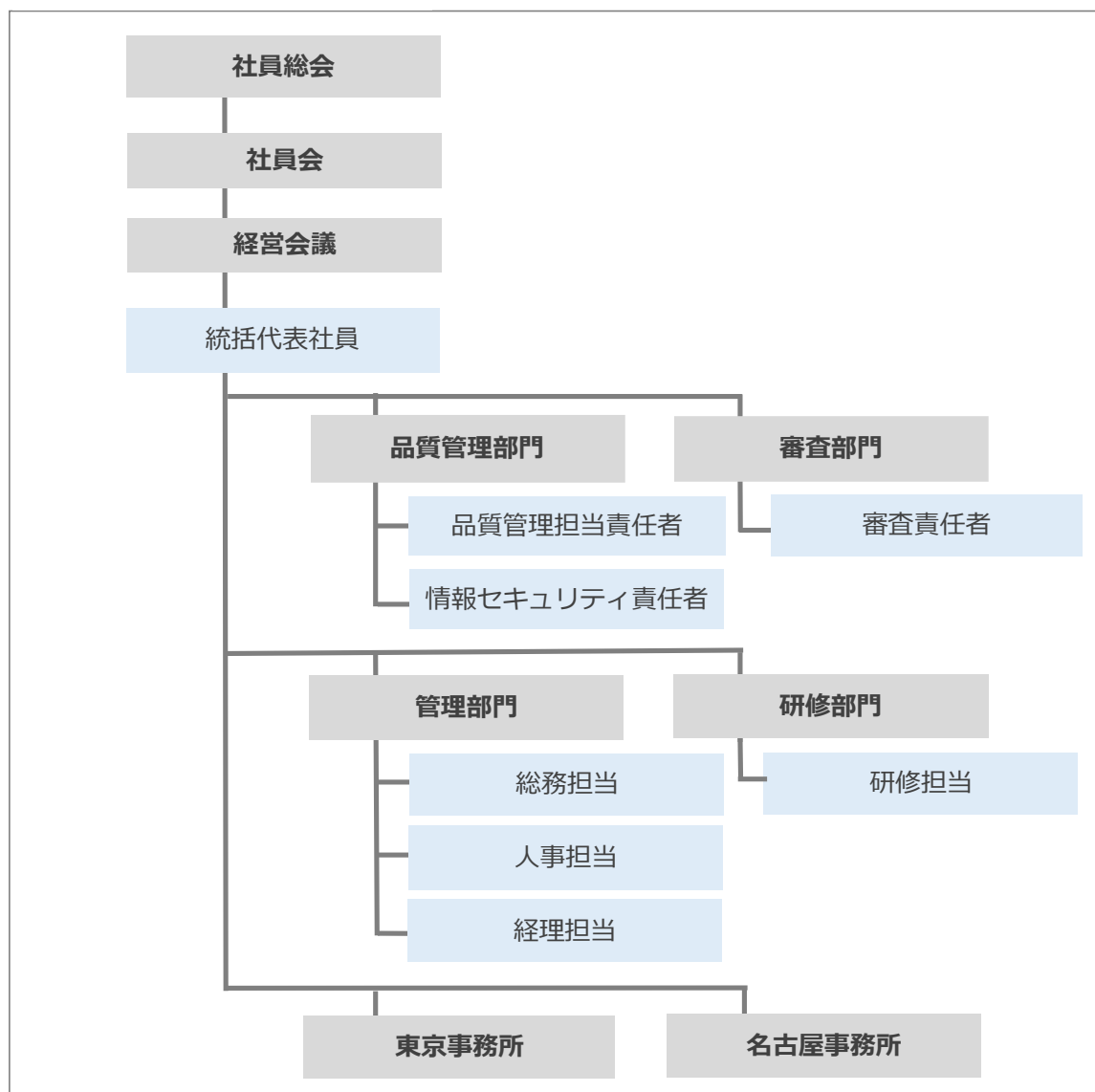
名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士 である使用 人の数
		公認会計士	特定社員	計	
東京 事務所	東京都千代田区 飯田橋一丁目7番10号	8 人	—	8 人	3 人

(注) 上記のほか、連絡事務所として名古屋事務所（愛知県名古屋市東区泉一丁目11番7号）がありますが、常駐者がいないことから省略しています。

上記には、非常勤職員（すべて公認会計士。2024年8月31日現在：36名）を含めていません。

四．監査法人の組織の概要

みおぎ監査法人 組織図



(注) 経営会議がありますが、開催の実績はありません。

五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：千円)

期	第4期 〔 2022年9月1日から 2023年8月31日まで 〕	第5期 〔 2023年9月1日から 2024年8月31日まで 〕
売上高		
監査証明業務	467,099	537,863
非監査証明業務	20,027	11,416
合 計	487,126	549,280

(注) 千円未満は切り捨てて表示しています。

2. 直近の二会計年度の計算書類

無限責任監査法人であるため、該当事項はありません。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

無限責任監査法人であるため、該当事項はありません。

4. 供託金の額

無限責任監査法人であるため、該当事項はありません。

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

無限責任監査法人であるため、該当事項はありません。

六. 被監査会社等（大会社等に限る）の名称

【金融商品取引法・会社法監査】（9社）

アップコン株式会社

神田通信機株式会社

タカセ株式会社

株式会社ハッチ・ワーク

株式会社ランドビジネス

川崎地質株式会社

株式会社QDレーザ

日本テクノ・ラボ株式会社

株式会社ヤガミ

(五十音順)

以 上